

凡例

- 一、本巻は琉球王国評定所文書、第六巻である。
- 一、本巻は東京大学法学部法制史資料室所蔵の琉球評定所記録（旧琉球藩評定所書類）を収録したものである。
- 一、収録史料中の標題に付されている番号（例、一四七〇）は旧琉球藩評定所書類目録（東京大学史料編纂所所蔵）の中の整理番号である。
- 一、本巻は旧琉球藩評定所書類目録（東京大学史料編纂所所蔵）中の整理番号に従い、通巻番号順に収録してある。
- 一、各号文書の本文見出しは、原則として旧琉球藩評定所書類目録に従っており、史料標題と異なる場合がある。
- 一、本巻は巻頭論考と、各史料ごとの解題、および史料

本文よりなるが、各史料ごとの解題の末尾には解題執筆者を明示してある。

一、筆耕は法政大学沖縄文化研究所所蔵の写真複製本のコピーを用いておこない、判読の困難な部分については原本と照合した。

一、収録に際しては出来るだけ原史料の体裁を留めるよう努力したが、編集の都合上、以下の変更を加えた。

- 1 旧漢字は原則として新漢字に改めた。
- 2 「里」「筑」の略字体はそれぞれ「里之子」「筑登之」と表記した。
- 3 変体仮名は は （ は ）、 ぬ （ え ）、 あ （ て ）、 ふ （ と ）、 ぬ （ も ）、 ふ （ より ）、 ノ （ して ）はそのまま生かし、他は原則として平仮名に直した。
例、機↓き、留↓る、楚↓そ、連↓れ、など。
- 4 宛（ ずつ ）の意味を示す完は、訂正せずそのまま用いた。
- 5 朱書の箇所は「」でくくり区別した。
- 6 原文の抹消は傍点を文字の左に付した。

7 明らかな誤字・脱字については訂正したり、(マ)と注記した。また、脱字については()で加筆した。

8 判読できなかった文字は□や□□で示し、虫損などの理由で判読不可能なものは、^(虫喰)□□あるいは□□と表記した。

9 原史料にはないが、句読点及び並列点を付した。

10 その他、内容を損わない範囲で編集の都合上変更を加えてある。

11 各号文書ごとに算用数字で通し番号を付した。

12 文書・記録(日記)の内容が関連する場合には枝番号を付した。

13 行間の書き込みが長文に及ぶ場合には関連箇所の文末にまとめた。

一、本巻所蔵一四七三号は、本来の標題は「英人に係る書類」であったが、本文の内容を正しく把握しきれていなかった。そこで本来の標題が欠けていたために、便宜的に付けられた標題であろうと判断し、標

題を「英人より差出候文及び英人の差遣候文の大意」とした。

一、一五〇〇号「八重山島を英船より卸置候唐人等一件付渡海之御使者日記」中の漢文文書部分の「難人」は印刷の都合上「難人」に替えてある。

一、本六巻収録番号内で、法学部法制史資料室所蔵の標題のみの文書については、まとめて巻末に掲載した。

一、本巻収録の史料の活用については東京大学法学部の理解と協力を得た。記して感謝申し上げたい。